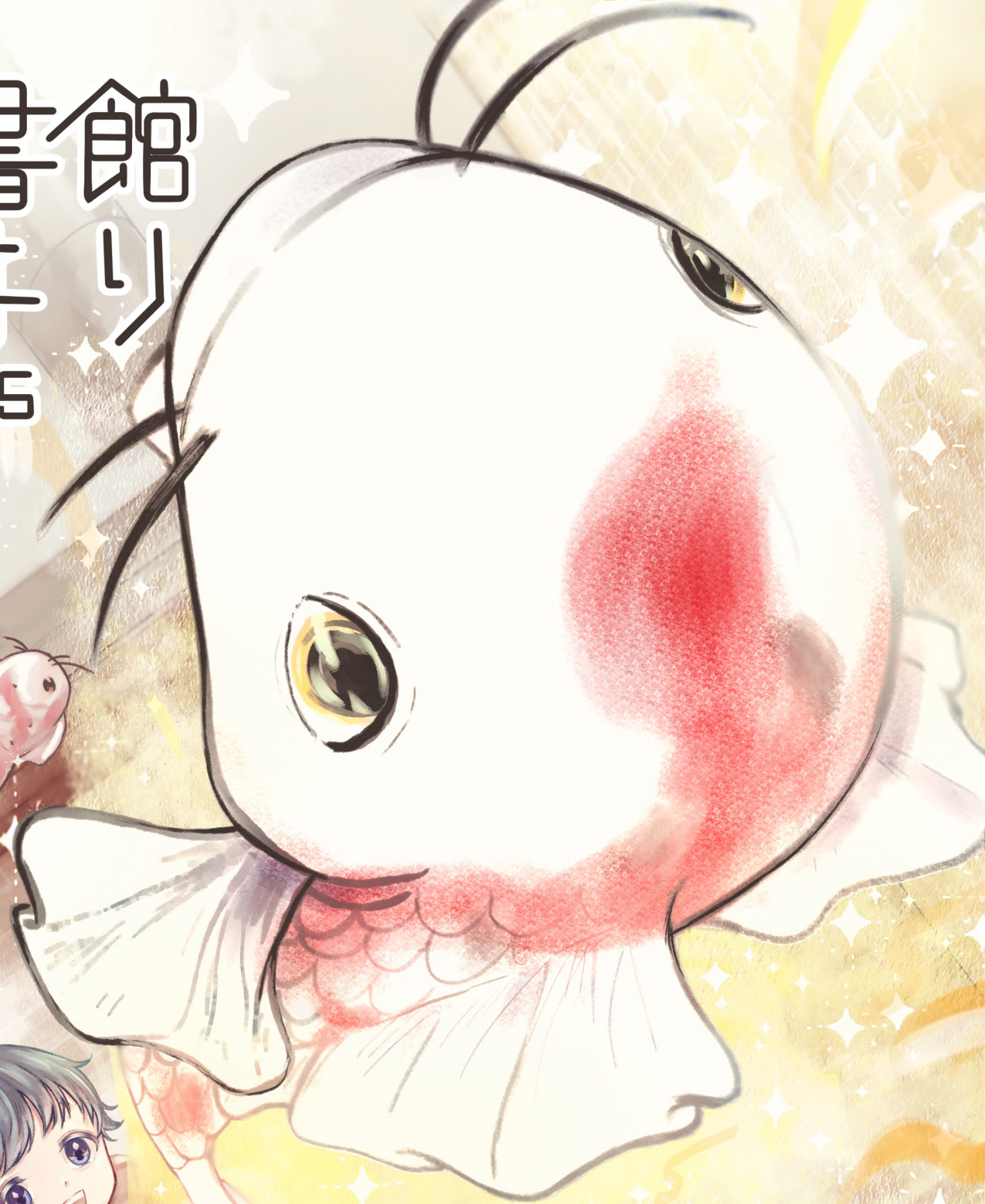


図書館

だより

2023.05

No.39



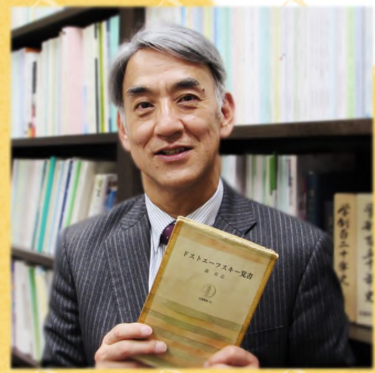
表紙イラスト「鯉のぼり」 作 古賀 香雪

目次

- 浅田 和伸 学長「感動で体が震える体験」……………1
- 鴻上 喜芳 先生「そうなのかもしれない」……………2
- 三浦 佳子 先生「民主主義の根本精神は人間の尊重」……………3
- 後藤 究 先生「法を学び始める方へのイントロダクション」…4
- 虞 尤楠 先生「経済学から世界の裏側へ」……………5
- 図書館からのお知らせ……………6
- 図書館長のコメント・デザイナーよりひとこと……………7

感動で体が震える体験

学長 浅田 和伸



子供の時から本が大好きです。書店のない離島で生まれ育ったので、図書室は学校で一番好きな場所でした。

大学に入ると自由な時間が増えたこともあり、特に1年目は400冊読みました。太宰、筒井、向田、漱石、星、立原、三島、ニーチェ、ドストエーフスキー…。好きな作者の本は、当時文庫本で出ていたものは読破しました。また心理学を専攻に選んだので、それに近い分野も含めてかなり幅広く読んだかな。

思索を深めるにはインプット、アウトプットの両方が必要です。読書は主にインプットですが、自分の考えを組み立てていく上で不可欠な土壌になるものです。

中学校長の時には、朝読書の時間を作り、図書室の本を増やすとともに各教室にも新刊を置き、毎月のライブラリーレター（図書だより）で私のおすすめの本を紹介するなど、生徒たちに読書の習慣をつけてもらおうと努めました。そのためでもないでしょうが、1人あたり貸出冊数はずっと区内で最多でした。

文部科学省の時も、中学生、高校生、大学生のビブリオバトルを応援し、全国大会も見に行きました。ビブリオバトル、ご存じですか。発表者がそれぞれ面白いと思った本を短い時間で紹介し合い、その後ディスカッションをして、聴いた人たちがどの本が一番読みたくなったかを競うものです。そこで発表されていた本も随分読みました。

就職すると学生時代のようにはいきませんが、休日、通勤時、出張の移動中などに読むことはできます。去年（2022年）は途中で文科省を退職したこともあり、250冊読めました。これは例年よりずっと多いです。

皆さんには、読書の記録を残しておくことをお勧めします。私が記録を付け始めたのは、2004～05年の1年間、異業種勉強会に参加し課題図書感想文を課されたことがきっかけでした。その後は、いちいち感想など書くのは億劫なので、書名、著

者名、出版年と出版社、読み終わった日づけだけを記録し、特に気に入った言葉や印象に残った記述などがあれば、そこだけを書き留めることにしています。続けるコツは、重荷になるようなやり方をしないことです。

やってみると分かりますが、最初に読んだ時と、記録しようと思って見直す時とでは、既に感じ方が違います。そういうことだったのか、と読み返して初めて気づくことも多いです。さらに時間が経ってから記録を見ると、その本を読んだこと自体忘れていたり、どうしてこの部分を書き残したんだろうと不思議に思うこともあります。面白いですよ。

転勤、引越などのたびに本も整理し、今は随分減りましたが、学生時代から持ち続け、何度も読み返しているものもあります。

大学時代の、人生で未だ一度だけの経験をお話しします。本を読みながら、感動して、文字通り体がぶるぶると震え出し、しばらく止まらなかったことがあります。

その本も、もちろん大事に持っています。十回以上読み、色とりどりのラインや書き込みを入れています。宝物の一つです。一生捨てられません。

それは『ドストエーフスキー覚書』（森有正著、筑摩書房）という本です。正確に言うと、この本に収められている章の一部が、ドストエーフスキーに関する別の本に含まれていて、夜中にそれを読んでいて、衝撃を受け、共感し、体が震え出したのです。その文章の出典である上記の本をどうしても全部読みたくなって、翌日すぐに書店で注文しました。届いたのは1982年8月16日。表紙の裏に自分で書いてあります。20歳の時です。

他にも、大好きな本、折に触れ読み返す本が何冊もあります。本というより、その向こう側にいる著者との出会いや対話が、自分の思索や感性の一部になっていると感じます。皆さんも、読書からたくさんのお会いを経験し、自分自身をより豊かにしてください。



そうなのかもしれない

経営学科 鴻上 喜芳

今回ご紹介するのは、2009年に講談社現代新書から出された郷原信郎著『思考停止社会―「遵守」に蝕まれる日本』です。2011年に消費者被害に一元的に対応することを目的として消費者庁が新設されましたが、これはすなわち企業側もそれに備えて対応しなければならないため、私もリスクマネジメント研究の一環として注目していたところ、著者が国会審議の参考人として登場し元検事かつコンプライアンスの専門家らしく明快に意見陳述していたのを見て、その著書を読んでみたというところからです。

この本では、第1章で当時社会問題化していた「食の偽装」を取り上げ、その1番目の例として、不二家のケースを解説しています。不二家は、2007年1月、消費期限切れの牛乳を原料に使ったシュークリームを製造・出荷していたとしてマスメディアから厳しいバッシングを受けました。不二家製品はスーパー・コンビニ等から撤去され、会社自体山崎製パンの子会社になるという運命をたどりました。著者が言いたいのは「不二家はコンプライアンスが徹底しておらずけしからん」ということではありません。著者はバッシングの最中不二家の信頼回復対策会議議長となり、その調査の中で不二家に対する世の認識に多々誤りがあることを知ります。著者が言いたいのは、マスメディアなどによって、法令に直接違反しない問題について、「偽装」「改ざん」「隠蔽」「捏造」などの言葉で、あたかも社会的規範に反している行為のようなレッテル付けをして「遵守」を押し付ける動きがあると、その受け手は思考停止になり、報道の事実誤認とか問題とされた企業が発信する正しい情報にはなかなか目を向けられない風潮を憂えているのです。

本学には、実践科目として「新聞で学ぶ経済」という科目があります。時事問題とか経済常識を学ぶことは社会人の土台としてとても重要であると思います。ただし、注意しなければならない点もあります。例えば体言止めです。卒業論文をチェックするとき体言止めが大変多くなっている気がします。新聞だけが悪いのではなくネット情報などを参考にしていることも原因でしょう。新聞は紙幅が限られているので、体言止めを多用しますが、それが正しい日本語であると思っはなりません。また、新聞は速報性が大事なので、内容が正しいとは限りません。本書が指摘してくれているように、報道には後々正しくないことが判明する情報が多々あるということです。

学生の皆さんには、メディア報道でわかったつもりになって思考停止することがないように気をつけてもらいたいと思います。近年「フェイクニュース」という言葉もよく聞くようになり、SNSに精通する若者は情報の正確性に関する意識を持っているかもしれません。しかし、SNS情報にはフェイクニュースが多いけど、新聞に書かれているものは正確だと思っはいませんか。フェイクニュースは主にSNS中心で、故意の偽情報を指すのに対して、マスメディアの誤報は主に過失である点が違いだと思っはしますが、マスメディアもフェイクニュースだと言ったのがトランプ前大統領であり、マスメディアの誤報も広い意味ではフェイクニュースの一環といえます。企業不祥事などは特にそうなのですが、報道されたことは「そうなのかもしれない」ととらえておき、関心があるものについては後報を待つという姿勢が大事ではないでしょうか。報道されきれていないところに真実はあるかもしれないという意識をもつ必要があると思っはいます。

民主主義の根本精神は 人間の尊重

国際経営学科 三浦 佳子



記憶に新しいトルコ・シリア地震、1年以上続いているロシアのウクライナ侵攻、陰に隠れてしまったミャンマー軍によるクーデター。背景や今後の見通しなどについてのテレビや新聞の解説を見ていると、「独裁政治」「軍事政権」「権威主義」といった言葉と合わせて「民主主義」についても述べられています。私たちは改めて「民主主義」とは何かと問われているのではないのでしょうか。

『民主主義』（文部省著、角川ソフィア文庫、平成30年）は第二次大戦後間もなく、文部省が「民主主義の教科書」として用いていました。はしがきに、「これからの日本にとっては、民主主義になりきる以外に、国として立ってゆく道はない。これからの日本人としては、民主主義をわがものとする以外に、人間として生きてゆく道はない。それは、ポツダム宣言を受諾したとき以来の堅い約束である。」と書かれています。日本にも民主主義がかつてあったはずですが、それとは正反対の全体主義と軍国主義に走ったことで第二次世界大戦を引き起こしました。その反省を踏まえ、リンカーンが掲げた民主主義の定義「国民の、国民による、国民のための政治」を原則とした、現在の日本国憲法が公布・施行されました。その日本国憲法が意味する民主主義を正しく理解するための教科書として編纂されたのが『民主主義』なのです。内容について、文章を引用しながら紹介しましょう。

この本の中で繰り返し述べられているのが、「民主主義の根本精神は人間の尊重」という言葉です。「人間が人間として自分自身を尊重し、互に他人を尊重しあうということは、（中略）はるかにたいせつな民主主義の心構え」であり、「自らの権利を主張する者は、他人の権利を重んじなければならない。自己の自由を主張する者は、他人の自由に深い敬意を払わなければならない。そこから出てくるものは、お互の理解と好意と信頼であり、すべての人間の平等性の承認」であり、「同じ民主主義の根本精神がしみわたってゆけば、（中略）人と人との間に、同じ一つの理解と協力の関係が生まれる」のです。また、国をまたいで理解と協力の

関係が広まっていき、「ただ一つの平和な世界が築きあげられてゆく」のです。

第11章では、戦争を引き起こした日本人の反省として、「人間の理性の強みは、誤りに陥っても、それを改めることができるという点にある。（中略）独裁主義は、失敗を犯すと、かならずこれを隠そうとする。そうして、理性をもってこれを批判しようとする声を、権力を用いて封殺してしまう」と独裁主義を批判しています。民主主義の用いる多数決の方法で、かならず正しい意見が通るとは限りません。しかしながら、「教育がゆきわたり、国民の教養が高くなればなるだけ、多数の支持する政治の方針が国民の福祉にかなうようになってくる」として、民主主義の必要性を説いています。

また第15章では、「婦人の新しい権利と責任」として、参政権や高等教育、労働について書かれています。「夫のよき協力者となり、わが子をりっぱに育てるためにも、女子の教養が高くならなければならない」とし、「主婦の勤労は、どんな職業婦人も及ばないほどに、忙しくてつらいもの」であり、「しかも家庭の外に職場を持っている女子は、外でも働くし、家に帰れば、もっと忙しく働かなければならない」と、夫に妻の立場を理解し、感謝を怠ることがないように諭しています。未だ「忙しい」立場におかれている共働きの妻に対して「手伝う」という表現を用いて協力しているようであれば、夫の理解は当時からあまり進歩していないのかもしれませんが。

最後に、「日本人が日本を見捨てないかぎり、世界は日本を見捨てない。（中略）意思のあるところには、道がある。国民みんなの意思でその道を求め、国民みんなの力でその道を開き、民主主義の約束する国民みんなの安全と幸福と繁栄を築き上げていこうではないか。」とあります。現在では教科書として採用されていませんが、「民主主義の根本精神は人間の尊重」という考え方は、まさに今、必要とされる考え方ではないでしょうか。国際情勢を考えるにあたって、改めて読み直したい本だと思いませんか。



法を学び始める方への イントロダクション

公共政策学科 後藤 究

皆さんは、「法学の勉強」と聞くと、どんなことを連想しますか。

いや、恐らくは、「法学部生ではない私たちに対して、なぜ、そんな質問をするんだ?」、こんな素朴な疑問をお持ちの方も多いことでしょう。質問で触れたような「連想ゲーム」に入る前に、まずは、皆さんの素朴な疑問について一緒に考えていきましょう。

既にお気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、実は、本学の開講科目の中にはいくつかの法律科目が含まれており、いずれは皆さんも法について勉強することになります。

しかし、なぜ、皆さんは本学で法律科目を勉強することになるのでしょうか? 様々な回答が考えられそうですね。例えば、将来、公務員になりたい方であれば、「公務員試験の受験科目の中に法律科目があるから、試験対策のために大学で法律科目を学んでしょ?」と、こんなことを考えるのかもしれませんが。こんな風に、ご自身の希望する職業・キャリアに引き付けて回答を考えてみるのも悪くないですね。

でも、「社会あるところに法あり」という格言が示すように、実は、どんな職業・キャリアを歩もうとも、皆さんの社会生活のあらゆる側面と法は切り離せない関係にあります。以下、卑近な例を挙げますが、皆さんが一人暮らしをしているアパートの隣人(ミュージシャン)が爆音で楽器を演奏していたと仮定しましょう。隣人にしてみれば、「ミュージシャンとしての私には、憲法21条の表現の自由、あるいは、22条の職業の自由保障の下で(爆音で)音楽活動を遂行する自由が認められているんだ!」という考えがあるのかもしれませんが。しかし、皆さんにも、人格権(憲法13条)の一内容としての「平穏に生活する権利(平穏生活権)」が保障されていますので、隣人が爆音で楽器を演奏する行為は、皆さんの権利を侵害するものともいえます。こんな風に、私たちの社会生活の中には、自分が持つ権利と他者が持つ権利とが衝突し合い、それらの調整を求められる場面が

多く存在しています。このような場面で、衝突し合う権利・利益を適切に調整し、誰にとっても快適な社会を実現する役割を担うのが、社会のルールとしての法なのです。法を学ぶことで、皆さんはこうした紛争を適切に解決できる能力や、紛争の芽を事前に摘み取る紛争予防のための対応能力を身につけることができるようになります。

ここでようやく、冒頭の質問に立ち返り、「法学の勉強」に対して皆さんがいま抱えている印象を改めてお尋ねしてみたいと思います。ここまでの記述を読んでみて、「法学って、堅苦しいイメージがあったけど、話を聞いてみると、意外と身近な存在なのかもしれない」という印象を抱いてくださった方がもし仮にいらっしゃるようであれば、この文章を記すうえで筆者(私)が心のうちに秘めていた目的は達成できたものといえます。最後になりますが、この文章を通じて法を学ぶという作業に対して興味を持ってくださった方のために、以下の図書を推薦いたします。

【推薦図書】

井田 良・佐渡島 紗織・山野目 章夫 著

『法を学ぶ人のための文章作法(第2版)』有斐閣

上記図書は、法学・国語教育の第一線で活躍する研究者が共同で執筆したものであり、ルールとしての法を読み解く際の基本的な考え方や法を運用する者が身につけておくべき文章作法を学ぶことができる良書です。これから皆さんが法学を「深く・正しく」勉強していくうえで、ぜひ、お手元に置いていただきたい一冊でもあります。

もっとも、上記図書は主に法学部生向けに書かれたものですので、難しいと感じるような記述が含まれているのかもしれませんが。図書を読んでいて分からないことがあれば、いつでもお気軽に私にお尋ねください。法学好きの「法学オタク」の一人として、皆さんの今後の学習に明るく・楽しく伴走していきたいと思っております。

経済学から世界の裏側へ

実践経済学科 虞 尤楠



経済学の本といえば、多くの数字や数式があり、理解しにくいと考える人が少なくないため、数学が苦手な人は経済学に関連する本に尻込みすることが多いようです。実は私も高校生の時は数学が苦手で、大学で初めて経済学の授業を履修した際に、数式が書かれた論文や教科書が難しく、勉強から逃げたく感じたものでした。確かに経済学は、数学を多く使う学問分野の一つですが、数学が苦手な人でも経済学を学ぶことは可能でしょう。そう感じたきっかけは『Freakonomics』（日本語訳：『ヤバい経済学』）との出会いでした。

初めて、「Freakonomics」という言葉を読んだときに、この単語の意味がわからなくて、この本に興味を持ちました。実際のところ、英語に「Freakonomics」という単語は存在せず、「Freakonomics」は「Freak」と「Economics」を組み合わせた「常識はずれ、不思議な経済学」を意味する造語です。

実際に読んでみると、この本は無関係に見える物事の比較を通じ、通常の経済学理論に疑問を投げかける新しい視点を提示し、思考力を鍛えると同時に、経済学の面白さを感じさせてくれました。

例えば、第2章の「ク・クラックス・クランと不動産屋さん、どこがおなじ？」では、筆者たちは経済学でよく言われる「情報の非対称性」について説明しています。ク・クラックス・クランはアメリカの南北戦争終結後に結成した人種差別主義団体であり、狙撃、焼き討ち、殴打などの暴力により、有色人種を迫害しました。1940年代まで活躍したク・クラックス・クランは当時のアメリカ社会では恐ろしい存在でした。当時の人々が彼らを怖いと感じた理由は、情報が少なく、その昔の行動を聞いて凄まじく怖いと感じたからです。すなわち、ク・クラックス・クランは情報を蓄え、出し惜しみすることで力を得ていたのですが、正確な情報が全ての人に伝わると、その力は吹き飛んでしまいました。

実際には、このやり方は不動産屋も同じです。一般的に、不動産屋は一番高い価格を待たずに、

早めに契約できるように行動します。一番高い価格で売ると、不動産屋も高い仲介料を得られるのに、なぜ一番高い価格を待たないのか？その理由は、待っている間に、契約できないリスクが高くなり、機会費用もより多くなるためです。これは不動産屋がよく「最近下落相場、この値段は通常より高く、早めに売の方が良い（あるいは、最近上昇相場、この値段は通常より低く、早めに買う方が良い）」という原因です。不動産屋は売り手、買い手が持っていない情報を持ち、その情報を利用して、売り手を説得して希望する売値よりも安く売らせ、同時に買い手候補には掲げてある値段よりも安く買えるぞと教えることで、自分の利益を最大化するのです。

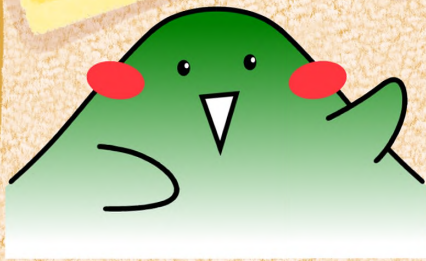
この例に加え、筆者たちは、「力士と先生の同じところ」、「麻薬の売人は誰と住んでいるのか」などの経済学と無関係に見える物事を解説することで、難解な経済学理論に関する理解を深めさせ、世の中の裏側を探検する視点を提示してくれます。この本には、面白い事例が多く、モデルや数式がなく、数学が苦手な読者にとってもわかりやすく語られています。筆者たちが使っていた例が正しいのかという問題を通して、読書と同時に倫理的思考力を高めることもできると思います。

同書には続編が複数出されており、テロ、戦争、家族と人生などのより多くのテーマを扱いながら、行動科学、心理学などの理論を踏まえた新しい視点を提示しています。いずれも世界でよく売れている大人気作であり、日本語、中国語など複数の言語に翻訳されています。また、本の一部の内容を紹介した同名の映画も作られています。

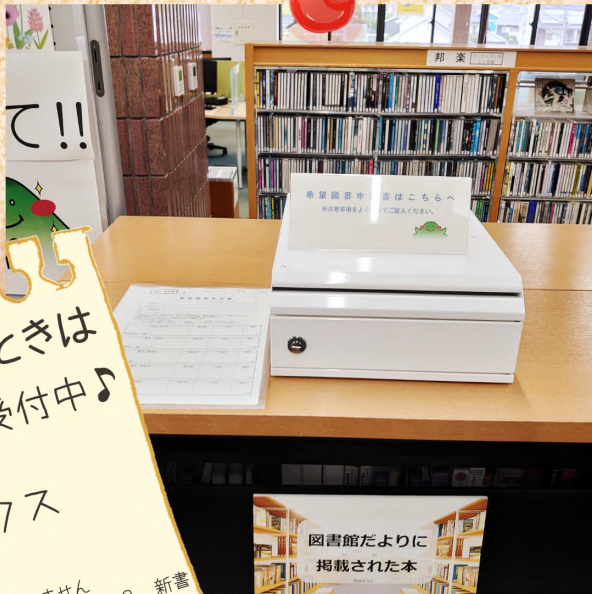
『Freakonomics』と同シリーズの本の原文は英語ですが、ノンネイティブの読者でも分かるレベルで、経済学の理論に対する理解を深めると同時に、英語の読解力も向上でき、一石二鳥！英語が苦手な人はまず日本語版を読み、その後は英語版にもチャレンジすることをおすすめします。

面白い事例で、経済学を理解して行きましょう！

図書館のお知らせ

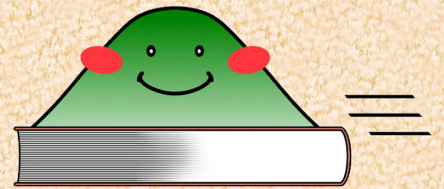


鮮度バツグン!
毎月話題の本や
生活を豊かにする本を
そろえています。
ぜひ手に取ってみて
ください♪



読みたい本がないときは
図書の購入希望を受付中♪
2、3階にある
リクエストボックス
へ行こう!

- 次のものは購入できません
1. 雑誌
 2. 文庫本
 3. 新書
 4. 問題集 (検定試験対策など)
 5. 本館に既に所蔵している本
 6. 本館にふさわしくないと判断したもの



図書館では
お静かに

2Fに
カウンタ
があります。



官報購読はじめました
3階雑誌コーナーに
官報が追加!
インターネット検索も
利用できます。

利用を希望する場合は
2階カウンターへ

国語と国文学

官報

官報

官報 号外

「手に取ってもらえる図書館だよりに」

附属図書館長 西岡 誠治

本年4月に、新たに佐世保校の附属図書館長を拝命いたしました西岡です。これまで図書館業務に専門的に関わったことはありませんでしたので、館長に就任するにあたっての基礎的な知識や経験が不足していることを痛感し、2月に内示を受けて以降は関係書籍に目を通すとともに、各地の大学図書館や公立図書館を巡り歩いて現場感覚をつかむことに努めてまいりました。

お隣の佐賀県は、TSUTAYA方式を全国で初めて導入した武雄図書館を筆頭に、伊万里市民図書館、佐賀市立図書館など公立図書館が充実しています。一つ一つに個性があり、利用者の心をとらえる工夫が施されているのに感心させられます。そのような風土に培われたのでしょうか、県内唯一の4年制私立大学である西九州大学を訪問させて頂いた折に手渡された「図書館だより」が魅力的だったのには衝撃を受けました。

まず、表紙に大きく印象的な絵が描かれている点が目を引きまします。加えて、全てのページにおしゃれなイラストとデザインが施されています。西九州大学では「図書館サポーター」という学生のボランティア・グループがあり、デザインや記事の執筆に貢献していることを教えて頂きました。

同様な取り組みが行えないものかと、本学の図書館員や図書館運営委員の先生方にご相談したところ、皆さんから好意的な反応をいただくことが出来ました。また学内に「お絵かきサークル」があることを知り、公共政策学科4年の古賀香雪さんを紹介されました。彼女は同サークルの部長で、就職活動中の急な依頼にも関わらず、見事な表紙絵を描き上げ、全体のレイアウトや細部のデザインまで行ってくれました。

また、寄稿していただいた浅田学長ほか4人の先生方には、やさしい言葉づかいで親しみやすい文面になるようご協力いただきました。おかげで新たな図書館だよりの第一歩が踏み出せたように思います。図書館だよりは毎年2回発行されている、今読むべき本の情報が詰まった冊子です。次号では更なる躍進を期待しててください！

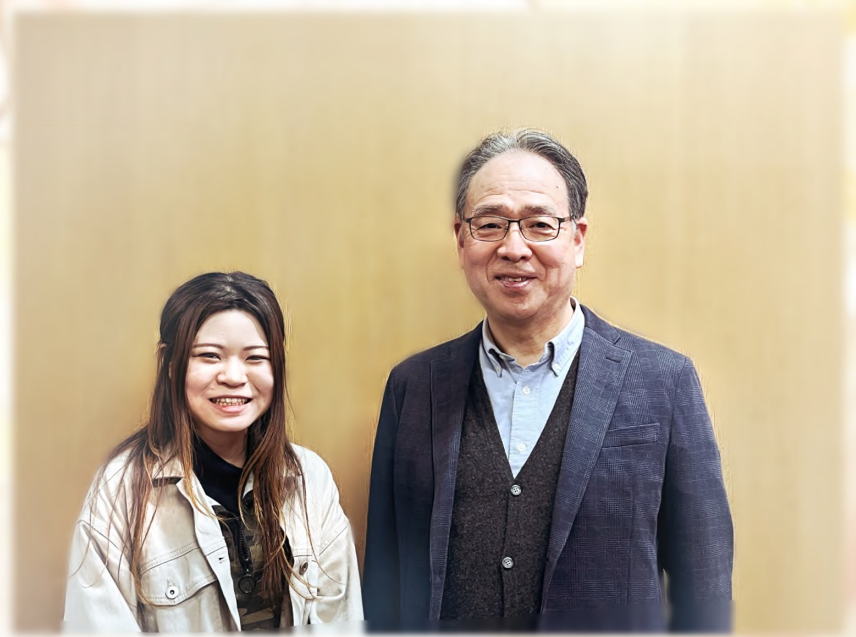
-デザイナーよりひとこと-

冊子を1つ作る。たかが1冊ですが、各ページのレイアウト、デザイン、色味の調整など、すべての工程のひとつひとつが大変な作業です。それなのに、傍目にはものすごく地味に映ります。

今回はじめて冊子のデザインを行いました。膨大な文字数をいかにして入れるか、隙間を何で埋めるか、ポップにするにはどこをいじれば――

私なりにあれこれ工夫してみましたが、ご覧いただいた皆様の目に、この冊子が楽しく映っていれば、それがデザイナー冥利に尽きます。

お絵かきサークル 古賀 香雪



長崎県立大学佐世保校附属図書館 〒858-8580 佐世保市川下町123 TEL:0956-47-2191(代表) <https://sun.ac.jp/center/lib/sasebo/>

当館は本学学生以外の方でも県内にお住まいの15歳以上の方は利用できます。

開館時間 平日：午前8時30分～午後10時まで（学生の休業期間中は午前9時～午後5時まで）

土曜日：午前9時～午後5時まで 休館日：日曜日・祝日・大学閉校日など

コロナ禍に伴う学外者の利用制限につきましては、6月12日に解除する予定です。

